

# 国立循環器病研究センター地域医療連携支援業務委託仕様書

## 1 業務の目的

本業務委託は、主として京阪神地域の多数の医療機関との間で継続的な関係性を構築している事業者に、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」という。）が、当該地域の医療機関との間で新たな地域医療連携体制を構築できるよう支援する業務を委託することにより、センターが、これら医療機関との信頼関係を構築し、一人でも多くの患者に対し、最善の医療を提供する使命を果たすための体制を構築することを目的とする。

## 2 適用範囲及び一般事項

本業務委託仕様書は、センター地域医療連携支援業務（以下「本業務」という。）に適用するものであり、受託者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。ただし、本仕様書に明記していない事項で、目的を達成するために効果的であると認められる事項について、提案を妨げるものではない。

## 3 委託期間

- (1) 本業務の委託期間は、契約締結の日から令和7年（2025年）3月31日までとする。
- (2) 委託期間の途中で目的を達した場合には、本業務を終了することができるものとする。

## 4 受託者に求める基本条件

- (1) 主として京阪神地域の多数の医療機関との間で、継続的な関係性を有し、受託者の従業員が定期的に当該医療機関を訪問するなど、当センターの情報を多数の医療機関に提供するための基盤を有していること。
- (2) センター職員と密接なコミュニケーションを図り、センター側の要望を踏まえ、柔軟に対応できるマネジメント能力を有すること

- (3) 具体的な実施内容や方法、業務スケジュールについては、受託者が過去に実施した事例等を参考に、受託者の創意工夫やノウハウを十分に反映させた内容の提案を行うこと。
- (4) コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）に関する取組を徹底し、個人情報保護、情報セキュリティの保持に留意すること。
- (5) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。また、主たる部分以外の業務を再委託する場合は、あらかじめ、書面によりセンターの承諾を得なければならない。

## 5 業務内容

### (1) 医療機関訪問による紹介ビデオの同席視聴の実施等

- ・ 京阪神地区に所在する脳神経、脳血管分野、生活習慣病に関連する診療科を標榜する診療所等の医療機関（500 か所程度を想定）に、受託者のスタッフを訪問させ、当該スタッフの同席の下で、医師に、センターの診療機能を紹介するビデオ（15分程度）を視聴していただくこと  
なお、ビデオについては、センターが制作したものを提供するものであり、主として、脳血管、脳神経領域の診療機能を紹介するものを予定していること
- ・ 具体的な訪問先の選定にあたっては、受託者が保有する各種情報を踏まえ、効果的な訪問先を選定できるよう、ターゲティングを適切に実施すること。ターゲティングの基準については、センターと協議の上定めること
- ・ 一医療機関につき、訪問は2回実施することとし、1回目の訪問で同席視聴を実施し、併せて国立循環器病研究センター連携医制度の案内を行うとともに、アンケート等により当該医療機関の動向に関する情報収集を行うこと  
その上で、一定期間を置いた上で、2回目の訪問を行い、その後のセンターへの患者紹介の有無等を確認するとともに、センターの診療機能を紹介する文書を配布するなど、同席視聴のフォローアップを行うこと
- ・ 訪問活動が終了した後に、具体的な訪問先について、リスト化した上で、文書によりセンターに提供すること

## (2) 訪問時の調査結果の分析及び報告等

- ・ (1) の訪問時に実施したアンケートや確認の結果を集計し、集計結果を分析した上でとりまとめ、書面にてセンターに報告すること
- ・ 報告は、概ね月1回の頻度で、報告時点までの中間的な集計結果を分析する形で実施すること

## 6 業務体制

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、センターに業務計画書を提出し、センターの承認を得ること
- (2) 受託者は、センターの担当者と定期的な打ち合わせを行い、進捗状況を共有しつつ、業務を進めること
- (3) 受託者は本業務を履行するため、十分な知識、経験及び人格を有したスタッフに本業務を担当させ、誠実に契約内容を履行すること
- (4) 受託者は、受託者が有する個別医療機関に関する情報を十分に活用した上で、効果的に本業務を遂行できるような業務体制を組むこと
- (5) 受託者とセンターとの間で、相互の守秘協定を結び、それに基づき、訪問先リストの提供などの情報共有を行うこと
- (6) 受託者は、医療機関への訪問に当たっては、当該医療機関の施設ルールを遵守し、当該機関からセンターに対する信頼を損ねないよう、十分に留意すること

## 7 成果物

受託者は、改善提案及びその成果を報告書にまとめ、成果物としてセンターにそれぞれ3部提出すること。

## 8 その他

- (1) 受託者は、業務を進めるにあたり疑義が生じた場合は、その理由を記載した協議書を作成し、その都度、担当者と協議すること。
- (2) マスクの着用や手指消毒など、センターが定める新型コロナウイルス感染症対策に協力すること。

以上